

ちとせ子育て特典カード事業 Q & A

【 妊娠中の方・保護者の方向け 】

(令和6年1月現在)

Q1) 「ちとせ子育て特典カード」はどのような人が使えますか。

次のいずれかの条件を満たす方が使用できます。

- ・ 妊娠中の方がいる世帯
- ・ 18歳（18歳に達した、最初の3月31日）までの子どもがいる世帯

Q2) お父さんも使うことができますか。

妊娠中の方や18歳（18歳に達した、最初の3月31日）までの子どもと世帯を同じにしている方は使用できます。

お母さん、お父さんの両方がカードを使用する場合、カードの裏面の「保護者のなまえ」の欄に、両方のお名前を記入してください。（カードは1世帯につき1枚とさせていただきます。）

Q3) 特典カードはどこでもらえますか。

「ちとせ子育て特典カード」の配布場所は次のとおりです。

- ・ 市役所第2庁舎1階の3番窓口（こども政策課）
- ・ ちとせっこセンター（2階事務室）
- ・ げんきっこセンター（入口事務室）
- ・ 児童館（市内11か所）
- ・ 市役所支所（向陽台支所、東部支所、支笏湖支所）

※ 妊娠された方には、保健センター（総合福祉センター1階）で、母子健康手帳交付の際に他の書類と合わせて交付いたします。



※スマートフォン等でお店に提示することにより従来のカード提示と同じく割引サービス等を受ける「ちとせ子育て特典カード（メール版）」もごさいます。
申請フォームからご登録ください。

Q4) 特典カードをもらうときの手続きは。(印鑑、母子手帳など必要なものはありますか。)

交付場所の窓口(Q3参照)で、「〇〇歳の子どもがいます、ちとせ子育て特典カードの交付をお願いします」とだけ、申し伝えてください。その場でカードを手渡しします。(その際、「ちとせ子育て特典カード」とあわせて、全国共通の「どさんこ・子育て特典カード」も一緒にそれぞれ1枚ずつお渡しします。)

交付の際、印鑑、母子手帳などをお持ちいただく必要はございませんが、カードの交付を受けた際に、カード裏面の「保護者のなまえ」、「子どものなまえ・生年月」をご記入願います。(未記入の場合、店舗等で特典サービスを受けることができない場合があります。)

※ 平成27年度までは、申込書を提出いただき、数日後に郵送することとしておりましたが、平成28年4月から、より多くの子育て中の皆さんにご活用いただくため、手続きを省略して、その場で交付することとしています。

Q5) どのお店で使えますか。どのような特典サービスがありますか。

「妊娠中の方や子育て世帯を応援しよう!」という、子育て特典カード事業の趣旨に賛同し、「協賛店」として登録されているお店で使用できます。店内に掲示されている「協賛店証」が目印です。

また、市のホームページや、グーグルマップを利用した「子育ておでかけナビ」において、協賛店の情報を掲載していますので、そちらからもご確認できます。

<協賛店証>



↓市ホームページ



↓子育ておでかけナビ (グーグルマップ)



Q6) カードの提示は、入店時ですか、会計時ですか。カード以外に提示するものはありますか。

基本的には、お会計の際で結構ですが、特典サービスの内容は、店舗によって異なるほか、母子健康手帳などの提示を求められる場合がありますので、ご利用前に、お店の方にお確かめください。

Q7) カードを持っていくのを忘れてしまったら、特典サービスを受けることはできませんか。

特典サービスは、子育て家庭を応援しようという協賛店のご厚意により提供されています。基本的な条件としてのカードの提示ができない場合は、サービスの提供を受けることはできませんので、日頃から、お財布などに入れてお出かけください。

Q8) カードを紛失、破損してしまったときは、再交付いただけますか。

カードを紛失・破損してしまった場合は、カード配布場所（Q3参照）で、その旨お伝えいただき、交付を受けてください。（配布場所に在庫がない場合は、後日、郵送などでお届けしますので、①住所、②氏名、③連絡先電話番号を窓口でお伝えください。カードそのものに在庫がない場合、通常のプラスチックのカードではなく、暫定的にラミネート加工したものを交付する場合がありますので、予めご了承ください。）

Q9) カードの有効期限はありますか。また、子どもが対象年齢ではなくなった場合、カードを返却しなければなりませんか。

市が事業を終了しない限り、「ちとせ子育て特典カード」の有効期限はございません。子どもの年齢がカードの対象要件（Q1参照）に当てはまらなくなった場合、返却の必要はありませんので、自己の責任において廃棄してください。（廃棄の際は、カード裏面に氏名、子どもの生年月日の記載がありますので、ご注意ください。）

Q10) 「ちとせ子育て特典カード」と「どさんこ・子育て特典カード」の2種類がありますが、どこがちがうのですか。

「ちとせ子育て特典カード」を交付する際に、窓口では、北海道が実施している「どさんこ・子育て特典カード」も一緒に交付しています。

両方とも、事業としては同じ目的で交付されているものですが、主に次の点で異なります。

○「ちとせ子育て特典カード」… 市内の商店など、地域の身近な協賛店（市への協賛）で特典サービスを受けることができます。

(対象：妊娠中の方、18歳までの子育て世帯)

○「どさんこ・子育て特典カード」…全道のテーマパーク、チェーン店などの協賛店（北海道への協賛）で特典サービスを受けることができます。

(対象：妊娠中の方、小学校6年生までの子育て世帯)

■「ちとせ子育て特典カード」と「どさんこ・子育て特典カード」の違い

カード名	ちとせ子育て特典カード	どさんこ・子育て特典カード
カードの図柄		
対象世帯	妊娠中の方、18歳（18歳に達した、最初の3月31日）までの子どもの世帯	妊娠中の方、 <u>小学生</u> までの子どもの世帯
協賛店	市内の店舗等	全道のテーマパークやチェーン店、観光施設等
協賛店舗数 (R5.12月現在)	市内 118か所	道内約 2,000か所
協賛店ステッカーの図柄		
カード交付場所	市役所第2庁舎3番窓口、ちとせっこセンター、げんきっこセンター、地域の児童館（全11館）、支所（向陽台支所、東部支所、支笏湖支所）	
カードの有効期限	期限なし	期限なし
全国共通展開の対応	対応していません	対応 (道外他府県の協賛店でも使用することができます。詳しくは北海道のホームページをご覧ください。)
事業内容や協賛登録に関するお問い合わせ先	千歳市 こども福祉部 こども政策課 こども政策係 TEL 0123-24-0341（直通）	北海道 保健福祉部 子ども未来推進局 子ども子育て支援課 少子化対策グループ TEL 011-231-4111（内線25-761）
協賛店紹介サイト	【千歳市公式ホームページ】 https://www.city.chitose.lg.jp/	【HAGUKUMU】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/AtoZ1.html

(問合せ) 千歳市 こども福祉部 こども政策課 こども政策係
TEL 0123-24-0341（直通）